

相談センターニュース



イメージキャラクター
mamorumaru

お正月気分もすっかり抜けて、おだやかな日が続いていますが、皆様いかがおすごでしょうか？

今年は、例年よりも早い時期から通常国会が始まっていますが、確かに、今年の六法全書には新判例や審議中の新法案が多く載っており、多忙なようです。

さて、それでは今月のニュースに移りましょう。

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q ここ数年、隣地の庭木の枝が、境界を超えて自宅の敷地の中まで伸びてきており、毎日、落ち葉の掃除が大変です。きりがないので、私としては、その枝を切りたいと思っています。

しかし、隣地の庭木なので、私が勝手に切ってしまうとよいものかどうか迷っています。どうしたらよいのでしょうか？

A まずは、隣地の所有者に枝を切るようお願いして、もし、うまくいかなければ、裁判所での民事調停や、静岡県司法書士会調停センター”ふらっと”の調停を活用しましょう。

<解説>

落ち葉を我慢しながら生活するのは、心身によくありませんね。

まず、このような庭木の枝の処理については民法に定めがあり、「隣地の竹木の枝が境界線を超えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。」となっていますので、あなたは隣地の所有者に対して、土地の境界線からはみ出している枝を切るよう、お願いすることができるのが原則です。

もっとも、庭木の剪定は、その生育や隣地の日照等にも影響します。そのため、例えば、枝のはみ出しによる実害がごくわずかであるのに、枝を切ることによって生じる隣地の所有者の損害があまりに大きいときには、枝を切るよう求めることは権利の濫用になるとする裁判例があります。また、このような問題は、穏便に解決したいものです。

そうすると、あなたとしては、まずは隣地の所有者に枝を切るようお願いし、もし、それがうまくいかないようであれば、司法書士等の専門家の助力を得て、裁判所での民事調停や、静岡県司法書士会調停センター”ふらっと”の調停を利用して、なるべく、話し合いによる解決を目指した方がよいと思われます。

静岡県司法書士会調停センター”ふらっと” ☎ 054-282-8741

相談センターニュース、そのころは？

- 今、どのような相談が寄せられているか
- 司法書士がどのような対応をしているか
- 読者の皆様の日頃の悩みを解消するヒントに

それらを分かりやすくお伝えする、それが相談センターニュースのところです。

お知らせ

 静岡県司法書士会公式 facebook ページを開設いたしました。
アドレスはこちら
↓



2 イベント・告知のひろば

2月「相続登記はお済みですか月間」です

静岡県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、相続登記に関する無料相談会を開催しています。

静岡県司法書士会では、以下のイベントを実施します。

1 2月1日から29日まで、相続登記の相談料は無料！

相続登記に関する相談につき、2月1日から29日は、「司法書士総合相談センターしずおか 常設相談」に加え、県内の各司法書士の事務所における相談料も無料となります。

2 県内27会場で、相続登記の無料相談会を開催！

2月中は「司法書士総合相談センターしずおか 常設相談」のほか、県内の主な市区町にも特設会場を設けて、面談による相続登記に関する相談を承ります。

特設会場の開設場所・開設日時等の詳細は、

静岡県司法書士会ホームページ (<http://tukasanet.jp/>)、

または、静岡県司法書士会事務局（電話：054-289-3700）まで！

本の紹介

相談センターニュースの本が発売されました！

「はい、静岡県司法書士会です！～相続の困りごと、お答えします」



相続手続きのプロである私たち司法書士が **88** の疑問にお答えします。

（発行元 静岡新聞社／本体価格（税抜）1,200円）

お求めは、お近くの書店またはこちら↓で！！

はい、静岡県司法書士会です！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は「成年後見制度に関する専門の相談員」が担当しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも「予約制」となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

ご相談は無料です！



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続や株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律問題でお困りの方、ご活用ください！！